

# 令和元年 第4回12月定例会

## 常任委員会配布資料

12月10日 社会文教常任委員会（17:00～）

【付託議案】3件 議案第49号～51号・・・P12～P20

12月10日 総務産業建設常任委員会（19:00～）

【付託議案】0件

12月11日 予算決算常任委員会（19:00～）

【付託議案】5件 議案第52号～56号・・・P22～P33

○12月定例会議員意見集約の活用

○議案に対する簡易な事前質問と回答

○その他議案に関する補足資料

喬木村議会は、委員会へ付託された案件に対する現在の考え方を予め提出したものを一覧表にしました。集約した意見は、委員会開催前に情報共有し、議員は委員会開催日までに「再考」して考えをまとめます。

所属しない委員であっても情報共有して最終的に本会議において採決するまでの審議の過程の「見える化」を図ることがこの取り組みの目的です。

手順は以下のとおりです。

- ① 議案について意見を集約します。
- ② 付託常任委員会では共有情報を基に審議・討論・採決します。
- ③ 意見集約した結果は、傍聴者・職員に資料配付し、各々の議員がどのように考えて審議に臨んでいるかの「見える化」することで「わかりやすい議会」にします。
- ④ 委員長・委員は効率的な進行ができ、議員討論についても趣旨を要約して賛否を論ずることができる。傍聴者にもわかりやすい議会にします。
- ⑤ 審議を付託された常任委員会の委員長は審議に影響を与えない範囲で意見を述べることができます。

議員は、審議の過程で「再考」し、可否の判断をします。

12月定例会の議案の意見集約と簡易な質問に対する回答は以下のとおり

**報告第14号** (令和元年専決第4号) 斑状歯の治療に対する給付額を定めること  
について

**【下岡幸文 議長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 問題はないと思います。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 条例に依るもので妥当。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

### 【櫻井登 総務産建委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 専決処分に異議はなし

#### 【簡易な質問等】

- ・ 相手方の住所・氏名は「名古屋市在住、〇〇〇」と略式化できないか？  
事実関係が明確かつ相手方が特定されての専決処分であり確認します。  
正確な記載がなければ承認を求められない理由があれば説明願います。

#### 《生活環境課回答》

- ・ 議会へ上程する議案・報告ですので、住所・氏名の記載は最低限必要となる事項であると考えております。

### 【中森高茂 社会文教委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 今後の支払いにも同意である。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【福澤真理子 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特になし

#### 【簡易な質問等】

- ・ 特になし

### 【後藤澄壽 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 妥当である。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【東原靖雄 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 喬木村の水道源によるもので補償給付金は妥当です

#### 【簡易な質問等】

- ・ 今までに 45 名の治療費の給付を行ってきたが、今後対象となる人数は何人いますか。

#### 《生活環境課回答》

- ・ 給付対象となる認定者は 62 名となっており、条例に基づく治療が続く限り給付を行うこととなります。

**【小池豊 社会文教委員】**

【議案に対する意見】

- ・なし

【簡易な質問等】

- ・なし

**議案第45号** 職員の分限に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**【下岡幸文 議長】**

【議案に対する意見】

- ・上位法の施行に伴う改正。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・上位法の改正につき、問題なしと考える。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・特になし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・問題なし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・提案理由により妥当。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特にありません。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 地方公務員法の規定内容に合致させる改正を行うことに異議はなし。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特段なし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 法の整備によるもので、特になし。

**【簡易な質問等】**

- ・ 特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 地方公務員法の一部改正で賛成する。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【小池豊 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 妥当と思われます。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**議案第46号** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**【下岡幸文 議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告を踏まえた改正。初任給及び若年層の棒給引上げは必要と思う。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【木下温司 副議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 上位法の改正で問題ない考える。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告を踏まえたものであるため、異議を挟む余地なし。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告によるもので妥当と考える。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・特にありません

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事院勧告を踏まえた「一般職給与法の改正」に倣い改定されるものであり、異議はなし。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・特段なし

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事院勧告をふまえたものであり、特になし

**【簡易な質問等】**

- ・特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事勧告の一部改正で有り妥当です。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

### 【小池豊 社会文教委員】

【議案に対する意見】

- ・特にありません。

【簡易な質問等】

- ・なし

**議案第47号** 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【下岡幸文 議長】

【議案に対する意見】

- ・人事院勧告に基づき一般職の給与改定に準じた特別職の給与改定。

【簡易な質問等】

- ・なし

### 【木下温司 副議長】

【議案に対する意見】

- ・上位法の改正で問題ないと考える。

【簡易な質問等】

- ・なし

### 【昼神二三男 議選監査委員】

【議案に対する意見】

- ・特になし

【簡易な質問等】

- ・なし

### 【後藤章人 議会運営委員長】

【議案に対する意見】

- ・異議なし

【簡易な質問等】

- ・なし

### 【佐藤文彦 予算決算委員長】

【議案に対する意見】

- ・人事院勧告によるもので妥当と考える。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・特にありません。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事院勧告に基づく特別職の特別給改定がされるものであり、異議はなし。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・特段なし

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事院勧告に基づくものであり、特になし。

**【簡易な質問等】**

- ・特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・妥当と認める

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【小池豊 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 妥当とおもいます。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**議案第48号** 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**【下岡幸文 議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告に基づき一般職の給与改定に伴う特別職の特別給改定に準じた議会議員の特別給の改定。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【木下温司 副議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 上位法の改正で問題ない考える。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 異議なし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告によるもので妥当と考える。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特にありません

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特に異議はなし。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特段なし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事院勧告によるもので、特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ 特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

## 【東原靖雄 社会文教委員】

### 【議案に対する意見】

- ・ 認める

### 【簡易な質問等】

- ・ 1条で改正して、又2条で減額改正するのですか

### 《総務課回答》

- ・ 貴見のとおり。  
引き上げ分について、既に支給してある6月はそのままに、12月で調整するもの。来年度については今年12月分で引き上げたものを6・12月で均等にするもので、ここ数年同じ手法を用いている。

## 【小池豊 社会文教委員】

### 【議案に対する意見】

- ・ 特になし。

### 【簡易な質問等】

- ・ なし

議案第49号 喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について

## 【下岡幸文 議長】

### 【議案に対する意見】

- ・ 特になし

### 【簡易な質問等】

- ・ 喬木村職員の現行制度における①臨時職員数、②嘱託職員数は何人か。事務職や保育士、調理場職員など職種別の人数も併せて。

### 《総務課回答》

- ・ 人数については変動があるため、総務課定例監査に使用した数値（平成31年4月1日現在）を用いる。  
また、臨時職員はごく短時間短期間の勤務もあるためこの回答は、雇用保険が適用される者を計上する。

- ①臨時職員数：33名

村長事務部局で5名（事務3名、施設管理等2名）

教育委員会事務部局で28名（保育士11名、学校関係6名、図書館3名、学遊館8名）

②嘱託職員数：49名

村長事務部局で13名（事務3名、技能6名、協力隊3名）

議会事務局1名（事務1名）

教育委員会事務部局で35名（保育士17名、調理場7名、学校関係8名、図書館2名、資料館1名、協力隊1名）

- ・新制度になった場合のフルタイム会計年度任用職員数とパートタイム会計年度任用職員数は。職員は一般職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員という区分けになるのか。

＜総務課回答＞

- ・近隣町村の任用予定状況も勘案し職の整理を行っている。当村における必要な職としてはパートタイム会計年度任用職員が適当であると考えている。従って、現行制度における嘱託及び臨時職員がそのまま移行することが想定されるため、人数としては130名程度を想定している。  
職員は、一般職と特別職に区分され、それぞれに常勤職員と非常勤職員という制度があり、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員という位置づけになる。
- ・会計年度任用職員の任期は1年とのことだが、再任用にあたり留意点はあるか。

＜総務課回答＞

- ・再度の任用とは、必要になった新たな職に試験・選考等を経て改めて任用されるという扱いとなることから、1会計年度が任用期間である会計年度任用職員を充てるべき職については、その職の必要性を常に見極める必要がある。  
再任用の場合は、面接、評価などにより選考を行った上で任用を行う。また、職が不要と判断される場合等において、結果として複数回にわたって同一の者を同一の職務内容の職に再度任用していた場合には、長期にわたる職務の継続を期待させる期待権の侵害に当たらないよう、十分な説明を行うことに留意する必要があるとも考えている。

【木下温司 副議長】

【議案に対する意見】

- ・地方公務員法の一部改正によるもので、適性な任用等を確保する上で問題ないと思う。

【簡易な質問等】

- ・なし

## 【**昼神二三男 議選監査委員**】

### 【議案に対する意見】

- ・ 特になし

### 【簡易な質問等】

- ・ なし

## 【**後藤章人 議会運営委員長**】

### 【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

### 【簡易な質問等】

- ・ なし

## 【**佐藤文彦 予算決算委員長**】

### 【議案に対する意見】

- ・ 上位法の改正に伴う条例の制定で妥当と判断するが、詳細は委員会で確認。

### 【簡易な質問等】

- ・ 条例の制定による人件費の変化は？

#### 《総務課回答》

- ・ 現状の嘱託・臨時職員から会計年度任用職員へ移行する場合には、現状の水準を維持して移行することを見込んでいることから、条例制定を原因とする人件費額の大きな影響はないと見込んでいる。

ただ、本制度の趣旨から、正規職員との均衡により昇給制度を取り入れることを踏まえると、令和3年度以降昇給分として増額する部分について影響がある。

- ・ 再度の任用は可能との事だが、回数の制限はあるか？

#### 《総務課回答》

- ・ 国が示す事務処理要領においても、回数の制限については想定されていない。  
なお、会計年度任用職員については定年制度も該当しないが、必要とする職や正規職員との均衡等を踏まえて対応する。

- ・ フルタイム会計年度任用職員については、退職手当の支給対象となるが、雇用保険は適用除外になるという事か？

#### 《総務課回答》

- ・ お見込みのとおり。  
職員の退職手当に関する条例の適用を受けるに至ったフルタイム会計年度任用職員については、適用を受けるに至った時から雇用保険の被保険者の要件から外れる。

## 【下平貢 総務産建委員長】

### 【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

### 【簡易な質問等】

- ・ 本村における非常勤雇用職員の状況、本条例に該当する、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の状況は。

### 《総務課回答》

- ・ 下岡議長への回答のとおり。

- ・ 任用は、年度内の規定としているが、再任にあたっての更新についての方法は。

### 《総務課回答》

- ・ 国が示す事務処理要領には、「同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るもの」としており、再度の任用にあたっては、その「必要となる職」に対する能力の実証が必要となる。  
これらの実証について、面談や実務的には正規職員に倣った能力評価等を実施することも検討している。

## 【櫻井登 総務産建委員】

### 【議案に対する意見】

- ・ 2020.4 施行につき準備されていると思います。今まで、臨時職員とか嘱託職員とか、非常勤職員は自治体によってまちまちであったものが、国の制度化により統一されるものと解釈します。住民の暮らしや権利を守る自治体の業務は恒常的かつ専門性が高く、非常勤職員とは似つかわしくないわけですが、行政コスト削減の浸透など、全国的な傾向が深刻化している実態があるように感じます。
- ・ 非正規職員は一般事務に限らず、保育士、給食調理員、図書館職員ほか、幅広く恒常的な業務を担いながら、給与等待遇面や各種休暇でも正規職員との差があることも課題は残ります。法改定により「非正規職員」に担わせることを正当化するものに固定化されるわけです。
- ・ 地方公務員法、地方自治体法の改定は、非正規職員の任用根拠を適正化するために「会計年度任用職員」を新たに設け「期末手当支給」などの待遇改善をして制度化するものです。そこで現行のまちまちな臨時・非常勤の職員は「会計年度任用職員」に移行されますが「会計年度」という単年度の任用期間が明確になり、更新しないことの根拠にもなり得るものになります。
- ・ 臨時・非常勤職員の雇用更新は、雇用の中断（空白期間）により連続して雇用されておりますが、雇用中断は不適切とされ「是正」を求められたもので、退職手当、社会保険の適用を免れ、また年休付与は繰り越しを認めないなどが問題になります。
- ・ 「会計年度任用職員」はフルタイムとパートタイムに規定され、この振り分けも

大きな格差が持ち込まれます。フルタイムには退職手当ほか、手当が支給されませんが、パートタイムに手当類は一切の支給もありません。また、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短いパートタイムは「会計年度任用職員」の中では、自治体行政の都合により位置付けされる危険性があります。

- ・「会計年度任用職員」は、地方公務員法で規定された公務上の、義務・規律や人事評価、また守秘義務、職務専念義務など、服務規律の適用がされることとなります。

労働条件では正規職員との格差は明確、義務や規律、処罰は正規職員と同等でありながら、新制度の「会計年度任用職員」という弱い立場の職員へ過度な命令服従、規律や義務の遵守を盾に、モノを言えない職員や職場環境になりやすいと思います。

- ・財源面では、自治体の財政難を理由により、臨時・非常勤職員の削減に繋がることもあります。やはり、正規・非正規の格差は固定化され厳然と残されるものです。

#### 【簡易な質問等】

- ・「会計年度任用職員」の新制度につき、長野県議会では本年、9月定例会にて条例化されましたが、2017. 地方公務員法、地方自治体法の改定から2年余りの準備期間を経て2020.4 施行による導入であり、地方公務員制度の大転換になります。公務運営の在り方が、自治体労働者の働き方、また公務にどのような違いや影響があるのか、従前の喬木村と、施行後の喬木村の在り方の変化やその違いを具体的に明示してください。

#### 《総務課回答》

- ・今回の制度導入により、任用の根拠は明確になりますが、対外的な印象はほとんど変化がないものと考えている。

該当の職員については、再任用にあたっては、評価制度の導入や昇給等が具体的に変わってくる部分であり、業務の質の確保が図られるものとする。

#### 【中森高茂 社会文教委員長】

##### 【議案に対する意見】

- ・特段なし

#### 【簡易な質問等】

- ・なし

#### 【福澤真理子 社会文教委員】

##### 【議案に対する意見】

- ・地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴う改正であるが、まだ意見は言えない。

#### 【簡易な質問等】

- ・なし

### 【後藤澄壽 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 妥当である。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【東原靖雄 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 地方自治法の一部改正で有り認める

#### 【簡易な質問等】

- ・ フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の勤務時間の違いをお聞きします。

#### 《総務課回答》

- ・ 両者の勤務時間の違いについては、1週間あたりの勤務時間のみであり、正規職員の勤務時間（38.75 時間/週）と同一のものがフルタイム会計年度任用職員で、これを基にして、フルタイム会計年度任用職員より短い勤務時間のものがパートタイム会計年度任用職員として位置づけられる。

### 【小池豊 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 地方自治法改正によるものであり、妥当です。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

**議案第50号** 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 【下岡幸文 議長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 令和2年4月より施行される会計年度任用職員制度により何がどう変わるのか見極めて判断する。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 会計年度任用職員制度創設に伴う関係条例の整備は、主が非常勤職員・臨時職員の字句がフルタイム会計年度任用職員・パートタイム会計年度任用職員に替わるという解釈で良いか。

#### 《総務課回答》

- ・ 貴見のとおり。

### 【木下温司 副議長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 議案 49 号に伴う条例の制定で問題ないとする。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【昼神二三男 議選監査委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特になし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【後藤章人 議会運営委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【佐藤文彦 予算決算委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 上位法の改正に伴う整備条例の制定で妥当と判断するが、詳細は委員会で確認。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 公民館長、図書館長などは一般職になるという事か？

#### 《総務課回答》

- ・ 貴見のとおり。

### 【下平貢 総務産建委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【櫻井登 総務産建委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 地方公務員法、地方自治法の一部改正に伴う条例の整備の理解により、特に異議はなし。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 「特別職非常勤」（学識・経験ある人）の別枠扱い（位置づけ）は、どこに明記

されているのでしょうか。

《総務課回答》

- ・ 改正後の地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、改正条例の第8条において非常勤特別職の報酬について規定している別表を改める。この表に記載された職が非常勤特別職となる。

【中森高茂 社会文教委員長】

【議案に対する意見】

- ・ 特段なし

【簡易な質問等】

- ・ なし

【福澤真理子 社会文教委員】

【議案に対する意見】

- ・ 会計年度任用職員制度の創設に伴い、その職員の規定を整備するものであるが、まだ意見を言えない。

【簡易な質問等】

- ・ なし

【後藤 澄壽 社会文教委員】

【議案に対する意見】

- ・ 妥当である。

【簡易な質問等】

- ・ なし

【束原靖雄 社会文教委員】

【議案に対する意見】

- ・ 地方自治法の一部改正で有り認める。

【簡易な質問等】

- ・ なし

【小池豊 社会文教委員】

【議案に対する意見】

- ・ 問題ありません。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**議案第51号** 番木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

**【下岡幸文 議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 水道法の改正に伴う条例一部改正。

**【簡易な質問等】**

- ・ 法25条の3の2第1項に規定する指定の更新、具体例は。

**《生活環境課回答》**

- ・ 当初指定を受けた日に応じた有効期間を5年以内とする経過措置下記のとおり設けられました。

指定の更新に関する経過措置指定を受けた年月日	有効期間	最初の更新期限
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	1年	令和2年9月29日
平成11年4月1日から平成15年3月31日まで	2年	令和3年9月29日
平成15年4月1日から平成19年3月31日まで	3年	令和4年9月29日
平成19年4月1日から平成25年3月31日まで	4年	令和5年9月29日
平成25年4月1日から令和元年9月30日まで	5年	令和6年9月29日

**【木下温司 副議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 上位法の改正につき問題ないを考える。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特になし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

### 【後藤章人 議会運営委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【佐藤文彦 予算決算委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 上位法の改正に伴う条例の改正で妥当と判断するが、詳細は委員会で確認。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 更新手数料の 10,000 円の根拠は？

#### 《生活環境課回答》

- ・ 新規指定と同様の審査となることから、新規指定の際の手数料と同額とさせていただきます。

### 【下平貢 総務産建委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【櫻井登 総務産建委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 水道法改正に伴う条例整備であり、異議はなし。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【中森高茂 社会文教委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特段なし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【福澤真理子 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 上位法の改正に伴うものと理解した。特に意見なし。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 「指定の更新をする時」の、更新が必要になるのはどういう時でしょうか。

### 《生活環境課回答》

- ・ 今回の改正により5年ごとの更新手続きが必要となったため、有効期限が切れる前に更新が必要になるということになります。

### 【後藤澄壽 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 妥当である

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【東原靖雄 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 妥当である。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【小池豊 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ なし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

## 議案第52号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第4号）

### 【下岡幸文 議長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 人事経費が主なもので内容を見る限り問題ないと思うが、最終的に説明を聞き判断します。

#### 【簡易な質問等】

- ・ 16P、5-2-1 里山整備関連事業 沿線危険木伐採は県補助金と一般財源から県道・村道両方の危険木伐採で良いか。

### 《生活環境課回答》

- ・ 里山整備（ライフライン等保全対象）事業として今年度追加された事業です。県の森林税事業のひとつであり、補助率90パーセント以内で村が実施します。事業内容は、送電線、鉄道、道路（県が管理する道路を除く）、水道施設、用水路、集落、公共施設や用配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療機関等）に被害を及ぼす恐れのある立木竹及び枯損木等（松くい虫被害木を除く）の処理とさ

れており、県道は対象外です。

里山整備利用推進協議会の地域認定を受けている地域では、地域内の県道を含めた道路沿線支障木の伐採が可能ですので、ぜひ計画的な実施をお願いします。

### 【木下温司 副議長】

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【昼神二三男 議選監査委員】

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ 款5 — 項1 — 目5 — 節15 水路改修工事  
補正で実施しなければならない理由は？

《高速交通対策課回答》

- ・ 土地改良適正化事業で行います花立井の水路改修工事になります。平成29年度から5年間土地改良連合会へ負担金の支出を行い、その5年間のいずれかで工事を行うものです。今回申請箇所の一つにおいて交付決定がされ、土地改良連合会から11月に実施設計書の提出があったことから、補正対応するものです。

- ・ 款5 — 項2 — 目1 — 節13 道路等沿線危険木伐採委託料  
降雪期前の予防対策か？

《生活環境課回答》

- ・ 降雪期前の予防対策ではなく、年間通じて倒木竹により、道路不通や電線切断の危険がある場所で伐採を実施するものです。

- ・ 危険木の把握は事前に可能である。今後は、当初予算計上での執行は可か？

《生活環境課回答》

- ・ 今年度追加された新規事業のため、補正をお願いしております。  
次年度以降は、当初予算で計上していきます。

- ・ 款7 — 項2 — 目2 — 節13、15 橋梁補修調査設計委託料、修繕工事  
当初予算 委託料 30,000 の内 13,000 → 請負費 13,000 への理由は？

《高速交通対策課回答》

- ・ 当初、橋梁点検結果によりレベルⅢの橋梁2橋及び交通量の多い等のレベルⅡの橋梁4橋の合計6橋について、橋梁補修設計を行うための委託費を計上しました。

事業実施にあたり、下伊那郡土木技術センターと詳細検討をする中で、うち1橋は次の点検まで経過観察で良いとの結論に達し、橋梁補修設計を行わないこととしました。

最終的に委託料が17,000千円程度と見込まれたことにより、国交付金の事業費割れが生じないように、903号橋（レベルⅢ）の橋梁修繕工事を行うため、工事請負費13,000千円を計上しました。

- ・ R1.10.21 契約の防災・安全交付金事業 橋梁修繕工事 11,330 との関連は？

《高速交通対策課回答》

- ・ 上記の理由により、委託料から工事請負費へ13,000千円の予算流用を行い、橋梁修繕工事の発注をしております。

【後藤章人 議会運営委員長】

【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

【簡易な質問等】

- ・ なし

【佐藤文彦 予算決算委員長】

【議案に対する意見】

- ・ 委員長の立場で意見は差し控える。

【簡易な質問等】

- ・ （款3-項2-目4.5）

北・中央保育園運営経費の手数料とは具体的に何か？

《教育委員会回答》

- ・ 特殊建築物等調査手数料となります。建築基準法第12条の規定により2年に1度、特定行政庁（下伊那地方事務所建築課）の指定により報告することになっております。本来であれば、当初予算に計上すべきものであり、申し訳ありませんが今回の補正にて対応させていただきました。

- ・ （款5-項1-目7）

公園維持管理経費の手数料とは？

《生活環境課回答》

- ・ 公園（大原机山公園、矢筈インター下、縄文の丘フルーツパーク）に設置されたトイレの浄化槽清掃代です。

これまでは、必要に応じて清掃してきましたが、浄化槽点検の際、年1回の清掃実施を指導されたため、補正対応するものです。

### 【下平貢 総務産建委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特にありません

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【櫻井登 総務産建委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特に異議はなし。

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【中森高茂 社会文教委員長】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 特段なし

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

### 【福澤真理子 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 説明を受けてからとします。

#### 【簡易な質問等】

- ・ P9 節 26 寄付金は、相談したものとお聞きしたが、他町村はどのようですか。

#### 《総務課回答》

- ・ 全ての町村について承知してはいないが、北部地区では、大鹿村が 50 万円、そのたの町村が 100 万円を補正予算に計上していると聞いている。

- ・ P10 仮設非常用発電機設置工事について、どこに設置したのですか。

#### 《総務課回答》

- ・ 現在、設置してある非常用発電装置が故障したことにより、現行機の最寄りに配置したもの。従って電気供給範囲等は現行機と変わらない。

### 【後藤澄壽 社会文教委員】

#### 【議案に対する意見】

- ・ 妥当である

#### 【簡易な質問等】

- ・ なし

## 【東原靖雄 社会文教委員】

### 【議案に対する意見】

- ・台風19号の災害義援金100万円は賛成です、災害地の方々の1日も早く復旧されることを願います。

### 【簡易な質問等】

- ・款7 土木費目2 道路橋梁新設改良費橋梁補修調査設計委託料が橋梁修繕工事に変更になった理由は。

### 《高速交通対策課回答》

- ・当初、橋梁点検結果によりレベルⅢの橋梁2橋及び交通量の多い等のレベルⅡの橋梁4橋の合計6橋について、橋梁補修設計を行うための委託費を計上しました。事業実施にあたり、下伊那郡土木技術センターと詳細検討をする中で、うち1橋は次の点検まで経過観察で良いとの結論に達し、橋梁補修設計を行わないこととしました。

最終的に委託料が17,000千円程度と見込まれたことにより、国交付金の事業費割れが生じないように、903号橋（レベルⅢ）の橋梁修繕工事を行うため、工事請負費13,000千円を計上しました。

## 【小池豊 社会文教委員】

### 【議案に対する意見】

- ・ページ9の総務費、台風19号の災害義援金大切な事と思います。
- ・ページ16 農林水産業費、道路沿線危険木伐採、山間地では切実な問題かと思いません。早めに対応を願います。

### 【簡易な質問等】

- ・台風被害の義援金は、どこに対してどういう形での支援ですか。

### 《総務課回答》

- ・県の義援金受け入れ先に送金し、具体的な配分は、県の判断によります。

議案第53号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

## 【下岡幸文 議長】

### 【議案に対する意見】

- ・問題ないと判断します。

### 【簡易な質問等】

- ・なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 委員長の立場で意見は差し控える。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特に異議はなし。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 意見する立場にない。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・特になし

**【簡易な質問等】**

- ・特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・事務管理補正で有り認める。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【小池 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・なし

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**議案第54号** 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）

**【下岡幸文 議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・問題ないと判断します。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 委員長の立場で意見は差し控える。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特にありません。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 補正前後に影響が見当たらない歳入歳出予算であり、異議はなし。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・意見する立場でない。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・特になし

**【簡易な質問等】**

- ・特になし

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・人事管理経費で有り認める。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【小池豊 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・なし

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**議案第55号** 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第2号）

**【下岡幸文 議長】**

**【議案に対する意見】**

- ・問題ないと判断します。

**【簡易な質問等】**

- ・なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特になし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 異議なし

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 委員長の立場で意見は差し控える。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

【議案に対する意見】

- ・ 特にありません

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

【議案に対する意見】

- ・ 特に異議はなし。

【簡易な質問等】

- ・ なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 特段ない

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 説明を聞いてから

**【簡易な質問等】**

- ・ 流用の他に、方法があるのでしょうか？

**《生活環境課回答》**

- ・ 当初予算第7条で明記してありますとおり、職員給与費のみ流用禁止費目であるため議案として上程しております。

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 妥当である。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【束原靖雄 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ 人事勧告による人件費増で有り認める。

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【小池豊 社会文教委員】**

**【議案に対する意見】**

- ・ なし

**【簡易な質問等】**

- ・ なし

**【下岡幸文 議長】**

【議案に対する意見】

- ・問題ないと判断します。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【木下温司 副議長】**

【議案に対する意見】

- ・特になし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【昼神二三男 議選監査委員】**

【議案に対する意見】

- ・特になし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【後藤章人 議会運営委員長】**

【議案に対する意見】

- ・異議なし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【佐藤文彦 予算決算委員長】**

【議案に対する意見】

- ・委員長の立場で意見は差し控える。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【下平貢 総務産建委員長】**

【議案に対する意見】

- ・特にありません。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【櫻井登 総務産建委員】**

【議案に対する意見】

- ・特に異議はなし

【簡易な質問等】

- ・なし

**【中森高茂 社会文教委員長】**

【議案に対する意見】

- ・特段ない

【簡易な質問等】

- ・なし

**【福澤真理子 社会文教委員】**

【議案に対する意見】

- ・説明を聞いてから

【簡易な質問等】

- ・水道事業に同じ。

《生活環境課回答》

- ・当初予算第9条で明記してありますとおり、職員給与費のみ流用禁止費目であるため議案として上程しております。

**【後藤澄壽 社会文教委員】**

【議案に対する意見】

- ・妥当である。

【簡易な質問等】

- ・なし

**【東原靖雄 社会文教委員】**

【議案に対する意見】

- ・人事勧告による人件費増で認める

【簡易な質問等】

- ・なし

**【小池豊 社会文教委員】**

【議案に対する意見】

- ・ありません。

【簡易な質問等】

- ・なし